

〈動向〉

## 公開シンポジウム 「どうして「人権」は権利なのか？ーグローバル時代における Human Rights という挑戦ー」に参加して

阿部 潔

2015年11月6日(金)に関西学院大学図書館ホールにて、人権教育研究室主催公開シンポジウム「どうして「人権」は権利なのか？ーグローバル時代における Human Rights という挑戦ー」を開催した。その報告と主催者のひとりとしての所感を、以下に述べたい。

### 概要

シンポジウムの冒頭で、川村暁雄氏(人権教育研究室室長)が「権利としての人権：社会変革と社会秩序の狭間で」とのタイトルで基調報告をおこなった。そのなかで川村氏は、現行の人権教育の問題点を指摘した。本シンポジウムの問題関心に即してそれを要約すれば、教育の場で生徒や学生に人権を教えるプロセスにおいて、「権利としての人権」という側面が十分に強調されているとは言い難い現実があるとの指摘である。だがそもそも、なぜ「権利としての人権」が重要なのであろうか。その理由は、法治国家における人権保障の歴史とそこで果たされた政治的な意義を振り返ることで確認できる。人として「尊厳と権利において平等」であるためには、各人の「生存・公正・自己決定」が権利として保障されることが不可欠であった。そうした権利保障があればこそ、私たちは「人として」平等に扱われるのだ。そのことの実現を目指した過去の闘争の延長線上に、現在私たちが享受している「人権」がある。その歴史的な経緯と事実が川村報告を通して簡潔に述べられた。そのうえで川村氏は、「人権基準」

が確立されることがなによりも重要であることを強調する。なぜならば、「なにが人権なのか」あるいは「なにが人権侵害に当たるのか」が明確でなければ、そもそも「権利としての人権」を請求することも履行することもできないからである。この点に関連して川村氏は、現在の日本社会での「人権」の受けとめられ方を考えたとき、そこに「権利」よりも「意識・規範」としての側面が強く見て取れることに注意を促した。個々人の主観的な感じ方や心情として人権が受容されることの結果として、人権をめぐる「正しさの相対主義」がともすると生じがちである。つまり、各人が抱く「他者」への気持ちや感じ方の問題として「人権」が受けとめられることで、「なにが人権かは人によって違う」との認識が容易に生じてしまう。だが、そうした人権理解は「権利としての人権」とはおおよそ異なることは言うまでもない。それが権利であるからには、その侵害や抑圧に対して「白黒をハッキリさせる」ことが場合によっては必要となる。昨今の風潮に見て取れる「正しさの相対主義」への傾向性は、その意味で「権利としての人権」に反するものである。そのことを川村氏は的確に指摘した。

次に川村氏は、人権が権利として保障されることで、そこに「実効性」が生じることを指摘した。ここで言われる「実効性」とは、法制度に基づき生じる力にほかならない。法制化され実効性を持つことで、人権は単なる理念ではなく「正しい」社会を作り上げて行くうえでの道筋を示すことができるよ

うになる。その意味で法制度としての人権は、人権基準に照らしてそれが守られるべき社会の秩序を形成すると同時に、人権が保障されない不当な現実批判を加え、それを変革していく際の道具となるのである。基調報告タイトルに盛り込まれた「秩序と変革の狭間」との表現は、権利としての人権に潜むこの二側面を的確に言い表したものにほかならない。権利としての人権は、ただ単に従うべき制度としての法であるだけでなく、そこで掲げられる理念の妥当性(正しさ)に基き、社会において実効性を発揮する。そこに見て取れる二側面こそが、今後の社会構想に向けた変革の可能性を担保している。この点こそが権利としての人権を考えるうえで枢要であることを、川村氏は強調した。

報告の最後で川村氏は、日本社会における人権を取り巻く経緯と歴史を踏まえるならば、それが外部から／グローバルな世界情勢のもとで「輸入」された側面が強いとの事実を確認したうえで、今後の課題として日本国内での人権の理解と受容のされ方、ならびに制度化の進行のプロセスに注目する必要性を唱えた。そのうえで、「人権をグローバルに実現するための主人公はだれなのか? 国際社会は何ができるのか?」との問いを聴衆に投げかけるかたちで基調報告を終えた。

川村氏の基調報告を受けて三名のパネリストからコメントが寄せられた。最初に佐藤聡氏(DPI日本会議事務局長)は、自らが当事者として関わってきた障がい者の人権保障について報告した。そもそも「差別禁止法」がどうしても必要なのか。障がい者の権利をめぐる国際的な動向を受けとめるかたちで、日本社会での差別禁止の制度化はどのような契機と働きかけのもとで実現へと至ったのか。こうした障がい者の人権の制度化の意義とその達成に向けた取り組みの歴史について、佐藤氏は自らの経験を踏まえながら話をした。その報告を通して、障がい者に対する差別撤廃と権利獲得を目指した「当事者」たちの働きかけの結果、障害者差別解消法のもとで権利としての人権が制度化されつつあり、その策定過程に当事者が参画したことで実効性ある

制度の実現が期待されることが示された。そのうえで、障がい者を取り巻く差別と不利益の現実を的確に見据えたうえでその具体的な解消に向け、同法制定後もガイドライン作成を通して制度の更新を目指していく＝「ヴァージョンを上げていく」ことが重要な課題である、と佐藤氏は「当事者」の視点と経験を踏まえて力説した。

次に、望月康恵氏(人権教育研究室委員)が川村氏の問いかけを受けるかたちで、国際機構がこれまでどのように権利としての人権の実現に取り組んできたかについて報告した。望月氏はまず、「アメリカ合衆国独立宣言」(1776年)、「フランスの人および市民の権利宣言」(1789年)といった人権の起源とされる歴史的な文書に触れ、それらが、特定の人の権利を確認したものであることを指摘した。次に望月氏は国際機構における人権への取り組みを、1. 人権に関する宣言や条例の作成、2. 国家による人権遵守の監視、3. 特定の人権侵害行為者に対する訴追と処罰、の三つに分類したうえで、具体事例をあげながら国際機構の取り組みの概要を述べた。そのうえで、「国際社会は何ができるのか?」との川村氏からの問いかけを踏まえ、望月氏は、現在の法システムではそれぞれの国家がその国民の「権利としての人権」を保障することが原則となっているため、国家が人権を保障する意思や能力を持たないことにより、権利が保障されない人々が発生していることが深刻な人権問題であることを指摘した。さらに氏は、本来であれば人権を保障すべき国家自体が国民の人権を侵害するような事態を前にして、国際社会がどのように／なにを根拠として当該国民の人権を保護する措置を採りうるのかが、今後「権利としての人権」をめぐる国際社会が取り組むべき課題であると言及した。

最後に武田丈氏(人権教育研究室副室長)が、自身の専門領域である社会福祉／ソーシャルワークにおいて人権がどのように位置づけられ、実践されているかについて報告した。武田氏は自らのこれまでの研究活動を振り返りつつ、日本における社会福祉の定義と理念において「人権」は重要な位置を与

えられているけれども、日頃の実践において必ずしも明確に意識されているわけではないことを打ち明けた。その背景的な要因として主流の社会福祉教育において前提視されてきた「医療モデル」（ここでは社会モデルの視点が弱い）が挙げられることを、自らが受けてきた教育とトレーニングを振り返りながら指摘した。だがしかし、その後の自身の研究実践は「当事者」との関わり合いを重視し、彼ら／彼女らのエンパワメントを目指すソーシャルワークへとシフトしていったことを、武田氏は具体的な実践事例に触れながら述べた。当事者たちに寄り添い、彼ら／彼女らとの協働を通して進められる研究においては、従来の医療モデルに基づく社会福祉と比較してより社会への視点を重視するソーシャルワークが、さらに実践重視の「ソーシャルアクション・アドボカシー」が求められる。そこでは社会的な差別や制度的な不利益を被る「当事者」たちの権利をどのようにして保障するかが重要な課題となることは言うまでもない。このように自らの研究経緯を振り返りつつ武田氏は、研究・制度・実践としての社会福祉／ソーシャルワークにおいて人権がどのような意義を占めるべきかを明確にした。

三人のコメントに続いてパネリスト間で討論が交わされた。そこでは、学校での人権教育において「権利としての人権」が十分に教えられていない現実の背景には、それが学校側にとって「厄介である」ことが指摘できるのではないかとの意見が出された。つまり、児童や生徒たちの人権が必ずしも十分に保障されていない現行の教育現場への疑問や批判を子どもたちのあいだに喚起することへの懸念から、「権利としての人権」を教えることが避けられているのではないかと危惧されるのだ。だが、世界的な動きとして「子どもの人権」への関心と注目が高まっていることを踏まえるならば、単なる道徳や精神論としてではなく、各人に保障された権利として人権について学校で教えることが今まさに求められていると言えよう。

さらに、現在のように弱い人たちへの思いやりや

優しさとして人権意識が教えられる結果、障がい者をはじめとするマイノリティに対する差別が現実存在するにもかかわらず、そのような「差別はない」と多くの人が感じたり考えたりする事態が生じていることに対する懸念が表明された。差別と人権をめぐるこうした現実を批判的に問い直していくうえでも人権基準や権利条約の確立が不可欠であることが、基調報告とコメントの内容を踏まえつつ確認された。

その後、フロアーとの質疑応答がなされたが、ここでは学校での人権教育に携わる教員やホームレス支援活動などに関わる市民から、人権に関心を抱かない人たちにどのようにして関心を持ってもらえるのかとの日頃の切実な悩みを背景として、人権教育の具体的な方法やアイデアについて質問が投げかけられた。また、国際機構によるグローバルな規模での人権への取り組みは重要であるが、国民国家を基本的な単位とした現在の国際政治システムのもとでその試みはあまりにも限定的な力しか持ち得ないのではないか、との疑問が提示された。それらの質問や疑問を受けとめるかたちで各パネリストからは、自身の経験や専門領域での研究成果を踏まえつつ「権利としての人権」を児童・生徒・学生・当事者に伝える／教えることの意義と課題について意見が示され、フロアーを交えた活発な議論が交わされた。

本シンポジウムは、なにかしら明確な「答え」や「処方箋」を示すことを目標に据えた企画ではない。安易な正解を追い求めるのではなく、「人権」を取り巻くさまざまな課題と可能性を明らかにし、それに具体的に取り組む方途を模索することをシンポジウム企画者たちは目指してきた。その意味で、基調報告／コメント／討論を通して「権利としての人権」の重要性が参加者のあいだで共通に認識されると同時に、その実現の困難さもあわせて感じ取られたことには大きな意義があったと言える。なぜなら、川村氏の報告でも強調されていたように、権利としての人権に潜む変革への可能性は「制度」と「妥当性」とのあいだの常なる緊張を通して生み出され

るものだからである。その意味で今回のシンポジウムは、ささやかな企てではあるけれど、いま現在の日本社会での「人権」を取り巻く諸状況について、それぞれの立場から／それぞれの課題に即して問い直す＝コミュニケーションを交わす機会になったと評価できるだろう。

## 雑感

今回のシンポジウムを通して、タイトルでもある「どうして人権は権利なのか？」へのひとつの答えとして浮かび上がったのは、権利として制度化されることではじめて「人権」は社会において実効性を持つようになったからである、という歴史的事実にほかならない。そのことを裏返して言えば、たとえば人々の意識や気持ちにおいて「人権を大切にしよう」との認識が広まったとしても、権利としての保障を欠いているかぎり「人権」は実効性を持ちえないのである。川村氏の報告では人権の実効性に関する法制度ならびにそれを支えた思想的背景が語られていた。佐藤氏のコメントでは、障がい者の権利を立法化するうえで「当事者」による関与と参画が必要不可欠であることが指摘された。また望月氏は現行の国民国家制度のもとでの法制化だけではなく、よりグローバルな規模における人権保障が国際機構によって試みられてきた経緯について紹介した。企画側の意向として今回のシンポジウムにおいて問い直したかった最大の論点である「権利としての人権」の重要性が、各パネリストの報告を通して歴史的かつ具体的に明らかにされたことは、本シンポジウムの大きな成果であったと言える。

だが同時に各報告／コメントからは、現在の日本社会において「人権」が必ずしも権利として十分に理解され受けとめられてはいない現実も浮かび上がった。川村氏は人権の「制度」と「妥当性」の二側面を説明したうえで、その両義性こそが今後の社会変革の可能性を担保していることを強調した。そうした氏の主張の背景にある問題意識として、現在の日本社会ではそうしたダイナミクスが十分に発揮されていないとの認識を読み取ることはあなが

ち的外れではないだろう。ただ単に従うべき「制度としての法」として人権が受けとめられるだけならば、やがてそれは「仕方がないから守る」という消極的でシニカルな人権理解へと至らざるを得ない。そうではなく、事実としての法制度であると同時に、常にその「正しさ」を問い直され、後世に継承されるべき妥当な規範（法理念）として受け入れられてこそ、「権利としての人権」は「より正しい社会」に向けた変革の可能性を発揮するに違いない。望月氏がフロアとの質疑応答で述べたように、たとえ特定の国家における人権侵害を国際法の観点から非難したとしても、現行の法制度のもとで各国民国家によって国際的な試みがいと容易に「無視されてしまう」という問題点が見て取れる。だがより重要なのは、現実状況を見据えたうえで現行制度の限界を超え出る法制度の構築を目指すことである点を、望月氏は示唆した。それはまさに、グローバルな次元での「制度」と「妥当性」の緊張関係に基づく新たな国際社会構想の必要性を唱えたものとして理解できる。権威に基づく強制力とも、かけ声だけの理念とも異なる「実効性を持った権利」としての人権の実現に向けた試みは、国内／国際を問わず常なる問い直し＝コミュニケーションを介して進められるべきものであろう。今回のシンポジウムでは、たとえどれほど困難に見えようとも社会変革へとつながる「権利としての人権」を追究することが、人権教育・研究に関わる者たちに突きつけられた責務であることを認識共有できたように思われる。

佐藤氏が「当事者」としての自らの経験等を踏まえて述べた障がい者の権利獲得に向けた運動の歴史と、武田氏が自身の研究領域・方法の変遷との関連で示唆したソーシャルアクション・アドボカシーの意義は、今後「権利としての人権」をどのように／だれが主人公となって／なにをめざして実現していくべきかを考えるうえで多くの示唆を与えてくれた。「差別を撤廃し人権を保障せよ！」との訴えを実現する過程で、これまでさまざまな「当事者」たちが中心的な位置を占めてきたことは言うまでもない。だが同時に、その要求がより普遍性を持ち、

そのほかの人々（潜在的にはすべての人々）の人権保障と結びつくためには、より多くの者が人権を権利として自覚し、その実現と保障に関心を抱くことが不可欠である。その達成を教育現場において目指すことが人権教育の今後の課題であることが、今回のシンポジウムを通して見えてきたのではないだろうか。佐藤氏が明確に例示したように「障害がある」ことを「社会モデル」で考えるならば、一般に「健常者」と言われる大多数の人とは、ただ単に「できないことがない」ように社会的に権利を保障されている、つまり「合理的配慮」が当たり前になっている存在にすぎない。そのことを理解するならば、すべての人々が「尊厳と権利において平等」であるために「生存・公正・自己決定」が保障されることは、だれであれ私たちひとりひとりが社会において生きていくうえで必要不可欠な条件なのである。その意味で「権利としての人権」は一部の「他者」にとっての問題ではなく、「わたしたちすべて」に関わる重大事である。

近年、「人権」に疑問を呈したり、それを否定しようとする言説が散見される。そうした主張に共通して見て取れる特徴のひとつとして、「人権概念は西洋のものであり、それを日本に導入することには無理がある」とか「東洋／日本にはそれ特有の道徳観念があり、それは西洋的な人権概念とは根本的に異なる」といった物言いが見て取れる。だが、これら人権概念への懐疑や拒否は歴史的な経緯に目を閉ざしたきわめて偏ったものの見方であることが、今回のシンポジウムでの議論を通して改めて分かったのではないだろうか。川村氏の報告や望月氏のコメントでは、近代ヨーロッパにおける法治国家成立のもとで「権利としての人権」が確立された歴史的な経緯が紹介された。だが同時に両氏は、それが決して近代／ヨーロッパの独占物ではなく、その後のグローバルな歴史の動向において常なる問い直しを受けてきたことを的確に指摘していた。つまり、「人権」とはなにかしら特定の内実をあらかじめ有した不変の存在ではなく、歴史・社会的な文脈のなかで「より正しい社会」の実現に向けて作り直

されていく性格のものである。それを実現するメカニズムが制度と妥当性の二側面のダイナミクスにほかならないことを川村氏は強調したのであり、また佐藤氏が障害者差別禁止法制定後のガイドライン作りの意義との関連で触れた「ヴァージョンアップすることが大切」との言葉は、権利を具体的に制度化する過程で常なる問い直しが不可欠であることを私たちに気づかせてくれるものであった。これらの点を十分に理解するならば、人権概念が「外から／西洋のものとして／輸入された」ことを根拠にその妥当性を否定しようとする立場は、歴史的事実に対する真摯さにおいても知的な議論に求められる誠実さにおいても、きわめて不十分かつ不適切であると言わざるを得ない。権利としての人権が重要である理由は、それが「西洋の産物」だからでも「先進国の規範」だからでもない。特定の時代や社会を超えた「普遍性」がそこに見て取れるからこそ、「人権」は人類にとって価値があると考えられてきた。本シンポジウムのサブタイトル「グローバル時代における Human Rights という挑戦」の意義も、まさにこの点に賭けられている。グローバル化のもとでさまざまな暴力や抑圧が顕在化し、これまでとは異なる様相を示す人類の窮状を私たちは日々目の当たりにしている。その厳しい現実を正鵠に見据えたうえで、困難を乗り越えていくための方途として「権利としての人権」のより普遍的な実現を目指すことがいま正に求められている。本シンポジウムに参加してその想いを新たにした。